

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年農林水産省告示第 526 号）の一部を改正する告示案の概要

令和 8 年 2 月
農 林 水 産 省
畜産局食肉鶏卵課

1 改正の趣旨

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号）第 1 条第 1 項第 7 号は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）が規定する特定技能の在留資格に係る要件に関し、特定の「産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること」を規定している。飲食料品製造業分野においては、農林水産大臣が告示（平成 31 年農林水産省告示第 526 号。以下「本件告示」という。）で基準を定め、本件告示第 2 条では、一定の産業分野に係る事業者であること等を定めている（第 2 条）。

2 改正の内容

本件告示第 2 条が規定する特定技能の対象となる産業分野に、食肉小売業を追加する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月中旬予定（公布日施行）